

中華人民共和國標準
輸入廢棄物的環境保護制御標準
廢プラスチック
GB16487・12—1996

1、範圍

本標準は輸入廢プラスチックの中に環境に影響を及ぼす物と放射性汚染の制御要求を規定する。

本標準は下記の廢プラスチックの輸入に適用する。

税関商品番号	廢棄物名称
3915. 1000	ポリエチレンの粉碎料と廢品原料
3915. 2000	スチロールの粉碎料と廢品原料
3915. 3000	ポリ塩化ビニルの粉碎料と廢品原料
3915. 9000	他のプラスチックの粉碎料と廢品原料

2、引用標準

GB5085. 3—1996 危險廢棄物區別標準、滲出毒性區別

SN0570. 1996 輸入廢金屬放射性污染檢測規程

GB/T15555. 1—15555. 12—1995 固体廢棄物滲出毒性測定方法

SN0625. 1—0625. 2—1997 輸入原料用廢プラスチック檢查規程

3、定義

本標準は下記の定義を採用する。

① 廢プラスチック

プラスチックとプラスチック製品の加工過程の中に産出した廢品原料、不良品及び加工、洗浄した単一成分の熱可塑性プラスチック(チップ状、粒状、粉末状、塊状など)

② 挟み廢物

収集、梱包、運輸の過程に輸入プラスチックの中い挟んだ廢物(輸入廢プラスチックの梱包物を含まない)

4、制御標準と要求

① 熱硬化性廢プラスチック製品及び使用した、加工洗浄してない廢プラスチック製品の輸入を禁止する。

② 輸入廢プラスチックの中に臨床廢物、医薬廢物及び爆発性廢物の混入を禁止する。

③ 輸入廢プラスチックの中に滲出液体の有害物の濃度が GB5085. 3—1996 區別標準値を超えた挟み物の混入を禁止する。

- ④ 輸入廃プラスチックの中に滲出液体 PH 値が $\text{OR} > 12.5$ 及び $\text{OR} < 2$ の挟み物の混入を禁止する。
- ⑤ 輸入廃プラスチックの中に放射性廃物の混入を禁止する。
- ⑥ 輸入廃プラスチックの外照射輻射値は当地の本来天然の輻射値の3倍、 α 表面汚染水平検束値は $0.04\text{Bq}/\text{cm}^2$ 、 β 表面汚染水平検測値は $0.4\text{Bq}/\text{cm}^2$ を超えないこと
- ⑦ 輸入廃プラスチックの中に下記の挟み物の総重量は輸入廃プラスチックの総重量の万分の一を超えないこと
 - A 農薬廃棄物及び化学廃棄物とその入れ物
 - B 各液体廃棄物
 - C 調理場廃棄物、トイレ廃棄物
 - D 密封容器及び使用した完全プラスチック容器
- ⑧ 前述の廃物以外の廃棄物の総重量は輸入廃プラスチックの総重量の千分の一を超えないこと(廃木材、廃金属、廃織物、廃ガラス、熱硬化性プラスチック、複合プラスチック、廃ゴム、泥、沙など)

5、検測

- ① 本標準 4-③と 4-④の検測は GB/T15555. 1-15555. 12-1995 の規程を執行する
- ② 本標準 4-⑤と 4-⑥の検測は SN0570 - 1996 の規程を執行する。
- ③ 本標 4-①と 4-②、4-⑦、4-⑧の検測は SN0625. 1-0625. 2-1997 の規程を執行する。